

# 平成 21 年第4回定例会 議会報告

(平成 21 年 11 月 26 日～12 月 17 日)

かみくら  
秦野市議会議員 神倉ひろあき



●11 月 26 日から始まった、第 4 回定例会は、提案説明を皮切りに議案審議、一般質問、常任委員会、議会活性化特別委員会、と続き最終日は、委員長報告をもって 12 月 17 日に終了しました。

以下、一般質問の報告をいたします。

## ★行政のコンプライアンスを疑う！

「汚泥運搬車の過積載を長年に亘り見過ごしていたとは…」

「汚泥運搬業者は、なぜ随意契約なのか…」

「随意契約は、これ以外にもかなりある！・・・本来なら、一般競争入札のはず！」

**質問** 地方分権一括法等により、財源と権限が地方に移譲されることとなり、行政と議会には、市民への説明責任や透明性・公開性が、求められている。特に、議会は、行政の監視機関としての役割や責任は大きい。そこで、本年 8 月、下水道の汚泥運搬車が過積載の疑いで、秦野警察署から指摘を受けた。事件の経過と運搬業者の選定はどのようなか。

**回答** 警察より、汚泥運搬委託 4 業者が、過積載運搬が行われている旨の指摘を受けた。

最大積載量を誤認したことが、過積載の原因である。業者選定は、5 社と特命随意契約をしている。



### ●問題点

#### ①最大積載量を誤認！？

- ・運搬車の最大積載量自体を 3.5 t もオーバーしている業者もいる。
- ・管理する市が、見落とし搬出させていること自体が問題である。
- ・平成 19 年 9 月からトラックスケール(重量計測器)が設置されてからも守られていない。

#### ②随意契約の疑問！ 業者間の請負価格の格差！

- ・なぜ、一般競争入札でないのか？
- ・近隣に産業廃棄物処分場は、20 ヶ所ある。
- ・市内に、汚泥運搬が出来る業者が、11 社ある。

- ・業者間でも、汚泥処理費にかなりの差があり、年間にすると、約 2000 万円近くなる。
- ・汚泥処分事業で、年間約 2 億 2,500 万円が、特命随意契約になっている。
- ・過去 10 年間で、特命随意契約は、約 19 億 2,500 万円である。

#### ③平成 20 年度の一者による特命随意契約の数

- ・141 件、金額にして 8 億、3,478 万 8000 円である。
- ・10 年間で、80 億から 100 億位の税金(お金)が、透明性、公正・公平性に欠けた、随意契約がなされてきた。精査し、出来る案件は、一般競争入札など市民の理解が得られる形に持っていくべきだ！

#### ④市長のマニフェスト

・マニフェストの財政再建に「1 者特命の随意契約などによる既得権の全面廃止。継続的、慣習的に行われている 1 者特命による随意契約は、いかなる理由があろうとも廃止する。既得権意識とは、全面的に対決する。」とある。

●要望 国の事業仕分けは、評価が高い。本県でも、5 市 2 町が、実施している。特命随意契約 141 件、約 8 億 3,500 万円をはじめ、削減できる事業は、事業仕分けなどにより抜本的に改善する必要がある。透明性、公開性、コンプライアンスの精神で市長には、リーダーシップをとってもらいたい。

# ★「あっていいのか？ 学校の器物損壊の補てん費用を同窓会の会計から！」

・「公正・公平性を欠く生徒指導」 ・「学校運営費のあり方」・・・大きな疑問！

**質問** 事故が発生した時は、事後指導が大切である。昨年、10月の神奈川新聞に掲載された「秦野市渋沢中 ガラス21枚割られる」「・・・損害約65万円相当」という事件について、係わった生徒への指導と損害ガラス代を、どのように処理したのか。

**回答** 生徒の再犯防止、立ち直り、規範意識の醸成の指導、支援、カウンセリングを継続して対応してきた。被害の弁償は、事件に係わった全ての生徒の家庭が、均等に弁済するという報告があった。

## ●問題点(損害ガラス代の処理方法)

### ①公正・公平性に欠ける。(関係生徒に返済者と未返済者がいる。)

- ・一年を経過しても、複数の家庭で弁償していない。
- ・返済に向けての対応が明確でない。
- ・未返済の理由は何かを把握し理解に向けての話し合いを継続する。

### ②損害ガラス代を同窓会費から借用。

- ・借用後、一年経過しても(12月1日)現在、同窓会へ未返済である。
- ・最終的に、ガラス代を、どう処理するか未確定である。

### ③学校と教育委員会との関係

- ・弁済の状況やガラス代を同窓会費から借用すること等を  
教育委員会は知らなかった！！



●(要望) 生徒への指導は、公正・公平性が重要だ。学校教育法には、「学校の設置者(市)は、(中略)その学校の経費を負担する」とあるが、同窓会費を、ガラス代など、学校の管理運営費に回すのはあり得ないと思う。事故等は、しっかりと教育委員会が、把握し、解決まで指導していただきたい。

## ★文教・福祉常任委員会における質問内容(12月7日)

### 1.学校事故発生における、学校から教育委員会への事故届について

- ・どの程度の事故を報告するか ・事故届の形態 ・教育委員会の指導 ・最終決済等

### 2.昨年、10月に発生した渋沢中学校のガラス損壊事件について

- ①事件に係わった生徒が、弁済すると言うが、未弁済者が複数いる。学校の指導。教育委員会の学校への指導。
- ②未弁済者のガラス代を同窓会費から借用し未だ返済していない。同窓会費を学校の管理運営費に借用すること。
- ③ガラス代の最終対応。
- ④学校教育法5条「学校の設置者(市)は、(中略)その学校の経費を負担する。」の解釈。
- ⑤教育委員会の教育総務課(学校の設備関係)、教育指導課と学校との連携。
- ⑥教育委員会、文教福祉常任委員会への事故などの報告。

### (まとめの意見)

- ・ガラス損壊代は、「事件に係わった生徒(保護者)が弁済する」ことは、理解できるが、最終的には、学校教育法5条にあるように、公費で対応すべきではないか。私費でもない同窓会費からの借用は、理解できない。
- ・公費私費の負担区分を明確にし、学校管理運営費は、基本的に設置者負担の原則を守ることが肝要ではないか。
- ・今後、このような失態が、起きないように学校と教育委員会が連携し、「秦野の教育」の向上に努めて頂きたい！

●一般質問の詳細は、「秦野市議会HPにて、録画配信しています。」是非ご覧ください。

●ブログ…議会・地域活動・プライベートなど様々な活動を、素直な気持ちで、書いておりますので「神倉ひろあき」HPから、Blogを見て下さい！！

●〒259-1322 秦野市渋沢 2-5-13 TEL&FAX 0463-88-3655 携帯:090-3533-8034

Eメール [kamikura5@yahoo.co.jp](mailto:kamikura5@yahoo.co.jp) 神倉ひろあき 平成21年12月定例会 議会報告